

●香川県告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年5月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成19年12月1日	善通寺市地域包括支援センター 善通寺市文京町2丁目1番4号	善通寺市 善通寺市文京町2丁目1番1号	地域包括支援センター
平成20年1月21日	ふじケアセンター 善通寺市善通寺町4丁目7番28号	富士タクシー株式会社 善通寺市善通寺町4丁目7番28号	介護予防訪問介護
平成20年3月11日	居宅介護支援事業所 四季 丸亀市川西町北603番地1	株式会社介護サロン はやぶさ 丸亀市川西町北603番地1	居宅介護支援
平成20年3月21日	訪問介護事業所 四季 丸亀市川西町北603番地1	株式会社介護サロン はやぶさ 丸亀市川西町北603番地1	訪問介護